

# 香川中央高校 いじめ防止基本方針

## 1. 目的、「いじめ」の定義

### (1) 「基本方針」策定の目的

この方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、香川県立香川中央高等学校における「いじめ防止基本方針」として必要な事項を定めることで、総合的かつ効果的にいじめの防止を図ることを目的とする。

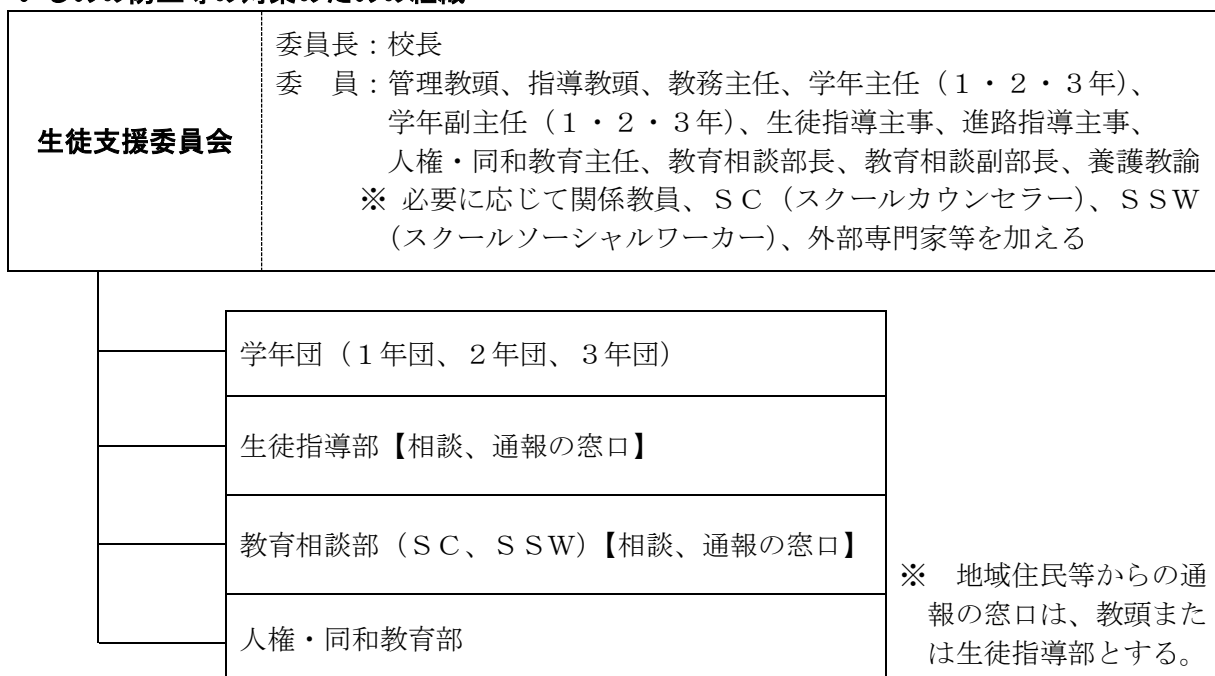
### (2) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

## 2. いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、「いじめは絶対に許されない。」という考えのもと、いじめ防止対策の推進にあたる。
- ② 「いじめはどの学校でもどの生徒にも起こりうる。」という認識に立ち、いじめの未然防止及び早期発見等に、教育活動全体を通じて、全教職員が取り組む。
- ③ いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって、組織的かつ体系的に早期対応を念頭に実施する。
- ④ 保護者との連携を密にして理解と協力を得ながら対応を進める。また、関係機関との連携を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し教育相談体制を充実させる。

## 3. いじめの防止等の対策のための組織



## 4. いじめの未然防止のための取り組み

### (1) 人権擁護に関する認識を高め、人権感覚を磨くための取り組み

- ① 教職員は、人権擁護の視点を重視してあらゆる教育活動に当たる。
- ② 授業をはじめ全ての教育活動を通じて、生徒に人権擁護の態度を養わせる。
- ③ 授業やLHRを中心に、人権教育を充実させる。

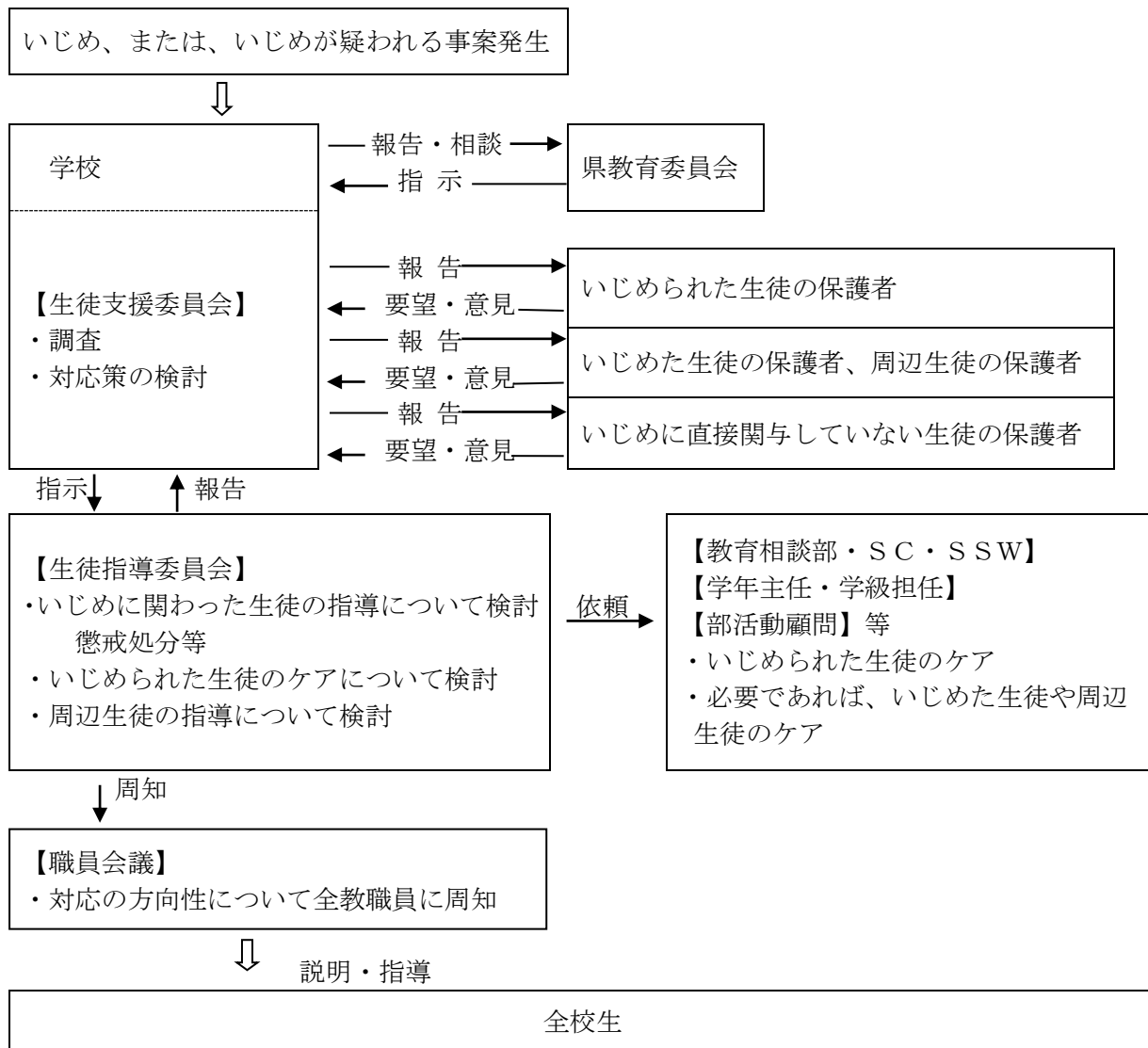
- (2) より良い人間関係を築くための取り組み
  - ① 授業やLHRを中心に、全ての教育活動を通じて、生徒同士のより良い人間関係を築くための態度や方法を身に付けさせる。
  - ② 教職員は人権擁護の視点を重視して教育活動に当たり、生徒とのより良い人間関係を築くことをめざす。
- (3) 自己肯定感を高めるための取り組み
  - ① 教員の授業力向上を図る  
県内外の研究会への参加や本校での公開授業などを通じて、授業力の向上を図る。わかりやすい授業により生徒の理解度を向上させ、自己肯定感を高めることをめざす。
  - ② 体験活動の実施  
歩歩笑ウォーク（1年生）への参加・・・本校創設時からの伝統行事で、相栗峠（香川・徳島の県境）から本校まで20数kmを歩く健脚大会。クラスの友人たちと協力しながら完歩することで、友人との絆を強め自己肯定感を高めることをめざす。
  - ③ 部活動への取り組み  
目標に向かって努力し、達成感を味わうことで自己肯定感を高めることをめざす。
- (4) 自己有用感を高めるための取り組み
  - ① ボランティア活動  
清掃ボランティア（12月・3月）、「大野ホテルまつり」「おおの川風まつり」や「大野校区防災訓練」における運営ボランティア等、地域におけるボランティア活動への参加により、自己有用感を高めることをめざす。
  - ② 部活動への取り組み  
目標達成のために友人と協力することで存在感を味わい、自己有用感を高めることをめざす。
- (5) その他
  - ① 校内弁論大会の実施  
命、友情、家族、人生など、与えられた課題について全校生が弁論大会用の原稿を作成。クラス予選、学年団予選を経て選ばれた代表者が本選に出場し、最優秀賞と優秀賞を決める。  
全校生が、原稿を作成する過程で「人として何が大切か」という命題について考え、予選や本選において他者の意見を聴くことで相手の立場に立って考える能力を高めることをめざす。
  - ② 「スマホ・ケータイ安全教室」の実施  
SNS上でのネットいじめ、誹謗中傷、個人情報拡散などの加害者・被害者とならないよう、ネット利用の自律とマナー及びモラルの向上をめざす。

## 5. いじめの早期発見のための取り組み

- (1) 生徒から
  - ① 「I-Check（自分発見、生き生きとした学校生活を送るためのアンケート）」の実施  
・・・1年生 年間2回（5月・10月）
  - ② 「学校生活アンケート」（いじめに関するアンケート）の実施・・・年間2回（7月・12月）
  - ③ 個人面談の実施・・・年間2回（4月・10月～11月）の指定期間を中心に通年
- (2) 保護者から
  - ① 三者面談 年間2回（1学期末、2学期末）
  - ② 保護者アンケート（12月）
- (3) 教員から
  - ① 学年団会での情報交換・・・毎週
  - ② 保健室の利用状況
- (4) その他  
「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

## 6. いじめの解決のための取り組み

- ① いじめの発見や通報を受けた場合には、直ちに生徒指導部、教育相談部、学年主任等に連絡し、早期に組織的な対応を始める。
- ② 被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
- ③ いじめに対する対応について、その都度、保護者へ十分な説明を行うなど、理解と協力を得ながら進める。
- ④ 犯罪行為の疑いや生徒に被害の恐れがある場合には、直ちに警察に相談するなど、関係機関等と連携し、対応にあたる。
- ⑤ インターネット上のいじめに係る書き込み等について、生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、事案に応じ、その削除依頼の方法を助言するほか、削除要請等を行う。



※ 個人情報の保護について・・・関係者は守秘義務を厳守する。

## 7. 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「重大な被害」の例

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。その時点で、重大事態が発生したものとして報告・調査等の対応に当たる。

## (2) 対応

- ① 校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会と連携して事態に対応する。
- ② 重大事態の調査及び解決にあたっては、学校が主体となって、生徒支援委員会に第三者となる外部の専門家等を加えた組織を新たに設置して対処する。その際、調査の公平性・中立性の確保に配慮する。
- ③ 事態の態様によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力して事態の解決に向けて対応する。

## 8. いじめの解消

### (1) 「解消している」状態

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ③ 上記①②の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- ④ 単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。

### (2) 経過観察

- ① いじめが「解消している」状態とは、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

## 9. いじめ防止対策年間計画（別表）

## 10. 教職員の研修

- ① 教職員のいじめに気付く能力向上を目的として校内研修等を推進し、いじめの未然防止や早期発見の取組に協働して当たれるようにする。
- ② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、生徒支援委員会後の職員会議等において周知を行い、教職員全員の共通理解を図る。

## 11. その他

### (1) 国、地方いじめ防止基本方針

- ① いじめ防止対策の推進にあたっては、「香川中央高校いじめ防止基本方針」のほか、国の「いじめ防止基本方針」及び「香川県いじめ防止基本方針」を参考にして行う。

### (2) 学校評価と教員評価

- ① 保護者による学校評価（12月）  
アンケート方式のチェックシートを用いて、全ての保護者が実施する。
- ② 学校におけるいじめ問題への取組チェック（10月）  
アンケート方式のチェックシートを用いて、全教員が実施する。
- ③ 評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取り組みを検証し、いじめ防止基本方針の改善を図る。

## いじめ防止対策年間計画

## 香川県立香川中央高等学校

	学校行事等	生徒支援委員会	職員会議等	生徒指導部	教育相談部 (SC・SSW)	人権・同和教育部	その他
4月	入学式 1学期始業式 個人面談		配慮を要する生徒一覧票の配布 いじめ防止基本方針の周知		教育相談室だより 発行	LHR 人間関係作り (1・2年)	
5月	体育祭 1学期中間考査	第1回 情報共有 支援策検討	第1回生徒支援委員会の報告		教育相談室だより 発行 総合質問紙調査 (i-check ①)		
6月	県総体 第1回生徒による授業評価	第2回 情報共有 支援策検討	第2回生徒支援委員会の報告		教育相談室だより 発行	LHR 就職・進学時の差別 (3年)	ボランティア活動 (大野ホテルまつり)
7月	1学期期末考査 1学期終業式 三者面談			第1回学校生活アンケート	教育相談室だより 発行		海外語学研修 (2年希望者)
8月					発達障害のチェックシートによるチェック	四人研大会報告 (校内研修)	
9月	2学期始業式 文化祭	第3回 情報共有 支援策検討	発達障害のチェックシートによるチェックの結果報告 第3回生徒支援委員会の報告	スマホ・ケータイ安全教室	教育相談室だより 発行	人権・同和教育 便り 発行	
10月	2学期中間考査 個人面談		いじめ問題への 取り組みチェック		校内研修 教育相談室だより 発行 総合質問紙調査 (i-check ②)		
11月	修学旅行(2年) 歩歩笑ウォーク(1年)・遠足(3年) 個人面談 第2回生徒による授業評価	第4回 情報共有 支援策検討	第4回生徒支援委員会の報告		教育相談室だより 発行	LHR 外国人差別 (1年) 性差別 (2年) 結婚差別 (3年)	ボランティア活動 (おおの川風まつり・大野校区防災訓練)
12月	2学期終業式 公開研究授業 三者面談 保護者アンケート			第2回学校生活アンケート	教育相談室だより 発行	香同教大会全人 教大会報告 (校内研修)	ボランティア活動 (地域住民との清掃活動)
1月	3学期始業式 センター試験	第5回 情報共有 支援策検討	第5回生徒支援委員会の報告		教育相談室だより 発行		
2月	校内弁論大会 学年末考査			生徒指導部 内の情報共有	教育相談室だより 発行	人権・同和教育 便り 発行	
3月	卒業式 3学期終業式	第6回 情報共有 支援策検討	第6回生徒支援委員会の報告		教育相談室だより 発行 配慮を要する生徒一覧票の作成	LHR 偏見(1年) 部落差別(2年)	ボランティア活動 (地域住民との清掃活動)

※教育相談部によるSC、SSWと協力しての相談活動や支援は、年間を通じて実施する。